

## 記入例

## 定期報告書

青森県知事

殿

農場の名前は  
ここに記入してください。

令和 年 月 日

本書で報告する農場の名称 または  
農場を管理する者の氏名または名称

八郎第1牧場

本書を作成した者の氏名

青森 八郎

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

## 1. 基本情報

家畜・家きんの所有者の氏名 または法人名	ヨミガナ アオイモリ チクサンソウゴウノウジョウ <b>(株)青い森畜産総合農場</b>
家畜・家きんの所有者の住所	郵便番号 030 - 8570 <b>青森県青森市長島一丁目1-1</b>
家畜・家きんの所有者の連絡先	電話番号 : 017-XXX-1111 FAX番号 : 同上 携帯電話番号 : 090-1220-XXXX アオモリ アンダーバー チクサン 電子メールアドレス : aomori_chikusan@ao☆☆☆315.or.jp
農場管理者（農場の経営主体） の氏名または 法人名及びその代表者名	ヨミガナ アオモリ ハチロウ <b>(有)八郎農場 青森 八郎</b>
農場管理者の住所	郵便番号 039 - 0123 <b>青森県八戸市××字××72-418</b>
農場管理者の連絡先	電話番号 : 0176-○△-XXXX FAX番号 : 0176-×○-XXXX 携帯電話番号 : 080-0215-xxxx 電子メールアドレス : hachi@aochiku.○×△.ne.jp
飼養衛生管理者の氏名	ヨミガナ <b>同上</b>
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 - <b>同上</b>
飼養衛生管理者の連絡先	電話番号 : FAX番号 : 携帯電話番号 : 電子メールアドレス : <b>同上</b>
飼養衛生管理者が管理する 衛生管理区域（農場）の住所 及び畜舎番号等	郵便番号 039 - 0123 <b>青森県八戸市××字××72-423 (1~3号舎)</b>

※ 必  
家畜所有者や農場管理者の住所と  
農場の所在地が異なる場合は必ず記入してください。

などが判別できるようはつきりと記入し、

※ 飼養衛生管理者が複数配置されている場合は、本様式に準じた内容を別紙1-2に記載してください。

## 記入例

### 2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

#### (1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

※豚、いのしし、家きん、馬は内容が異なりますが記入方法は同様です

この欄は記入不要です

農場名：

回答記入例
<input checked="" type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていません

牛\_2

※「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」から1つ選択

家畜防疫員  
チェック  
ボックス

I 家畜防疫に関する基本的事項			
1 家畜の所有者の責務			
<p>①関係法令を遵守している。 (関係法令の例) ・家畜伝染病予防法　・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律　・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律　・水質汚濁防止法　・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律　・牛海绵状脳症対策特別措置法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律　・化製場等に関する法律</p>	<input checked="" type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
<p>②農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 (協力者の例) ・地域の他の家畜の所有者（飼養衛生管理者）　・都道府県　・市町村　・関係団体　・地域自衛防疫団体</p>	<input checked="" type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
<p>③（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている <input checked="" type="checkbox"/> できていない
<p>【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。</p> <p style="text-align: center;">項目内で「いいえ」があった場合記入</p>			
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践			
<p>①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認するとともに、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。 (情報の把握方法例) ・メール　・広報誌　・FAX　・ウェブサイト</p>	<input checked="" type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
<p>②家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
<p>③家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。</p>	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
<p>【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。</p>			
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
<p>①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 ※飼養衛生管理マニュアルの必要事項 (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起 (4) 衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の最新の防疫体制を確認できる平面図 (5) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止 (6) 可能な限り、工具、機材、等を農場内へ持ち込まないための取組 (7) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 (9) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに農場における防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 ※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付</p>	<input checked="" type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
<p>②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
<p>③家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
<p>【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。</p>			



同様に以降も記入し定期報告書と併せて提出してください。  
記入にあたり不明な点は、家畜保健衛生所までお問い合わせください。

#### 4. 添付書類

#### 記入例

市町村名	氏名または農場名
八戸市	青森 八郎

※馬の場合も記入方法は同じです

#### 「牛・豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿・鶏・鳥類用」

※ 小規模(牛:1頭、豚、いのしし、めん羊、山羊、鹿:6頭未満、鶏、鳥類:100羽未満、だちょう:10羽未満)の所有者は、  
本様式の提出は不要です。

##### 1 農場平面図

① 衛生管理区域の範囲及びその出入口

② 消毒設備（動力噴霧器、踏込消毒槽、消石灰帯など）の設置箇所

・同一敷地内に家畜の飼養場所と住居が存在する場合は、衛生管理区域と生活区域の区分が分かるよう、住居等を含めて記載してください。

・衛生管理区域の境界及び出入口が明確にわかるよう記載してください。

・衛生管理区域境界の区分方法（ロープ、プランター、白線など）と位置を記載してください。

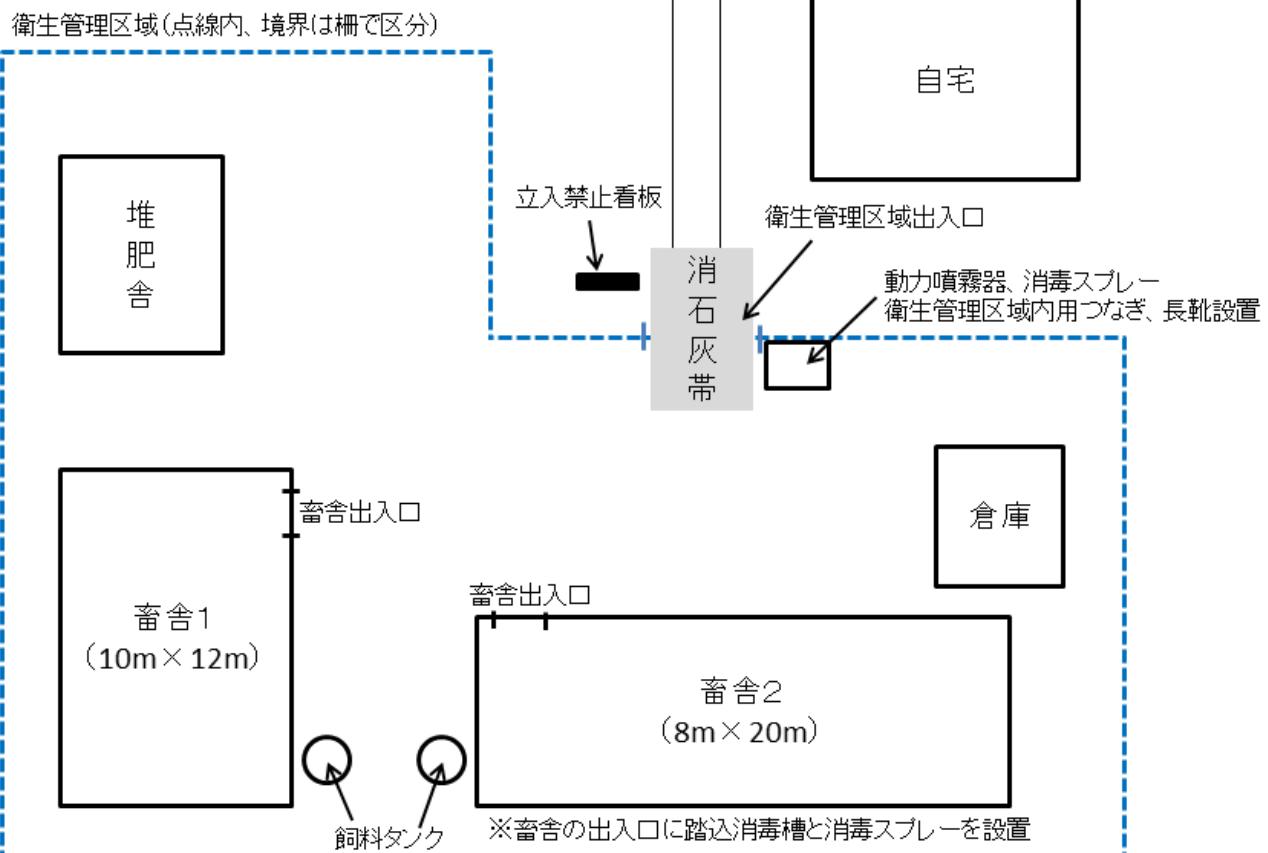
・衛生管理区域・畜舎の出入り口付近に設置した消毒設備の内容と場所を記載してください。

・人の出入りを制限するために講じた措置（立て看板、ロープ等）の位置、内容を記載してください。

・畜舎の大きさを記載してください（縦〇〇m×横〇〇m等）

これを図の中に  
明示してください

道路



2 関係者以外を衛生管理区域に立ち入らせないようにする方法・衛生管理区域に立ち入った者が家畜に接触する機会を最小限とする措置の内容

衛生管理区域の区分方法：柵／ロープ／プランター／白線／消石灰帯／その他（ ）

立入制限の表示方法：立て看板／工事用カラーコーンの設置／その他（ ）

畜舎への立入制限方法：畜舎出入口の戸締り／立入者への付き添い／畜舎出入口への看板／その他（ ）

その他：（ ）

3 衛生管理区域出入口付近・畜舎に設置した消毒設備の種類

衛生管理区域出入口：消毒薬噴霧器／車両用消毒槽／消毒ゲート／消毒マット／消石灰帯（ ）

畜舎出入口：消毒薬噴霧器／消毒マット／踏込み消毒槽／手指消毒スプレー／その他（ ）

畜舎が複数ある場合は、畜舎ごとに記入してください。

欄が不足する場合は、別紙(様式自由)に記載して添付してください。

4 畜舎毎の家畜の飼養密度

畜舎1 120 m<sup>2</sup> ( 10m × 12m ) ÷ 12 頭 = 10 m<sup>2</sup>/頭

畜舎2 160 m<sup>2</sup> ( 8m × 20m ) ÷ 14 頭 = 11.43 m<sup>2</sup>/頭

5 家畜伝染病発生時における埋却用地の確保状況

① 埋却予定地の所在地：有  無  (どちらかに○)

住所：八戸市〇〇字〇〇1-2-3

埋却用地が自己所有地でない(借地)  
場合は土地の所有者との間の埋却利用に関する契約状況を記入し、契約書等の書面の写しを添付してください。

場合

書面契約あり(契約書の写しを添付) / 承諾は得ているが契約はしていない

埋却用地がある場合は、その場所を正確に記入してください。農場内の空地等の場合は「農場内」、地番がない場合は「農場の東側隣接地」などといった書き方でも構いません。埋却用地が農場から離れた場所で、かつ地番がない場合は必要に応じて位置がわかる地図等を添付してください。

③ 埋却予定地の面積・現在の利用状況・農場からの距離

利用状況：山林・原野・空地・採草畠・放牧地・休耕田・畠・その他( ）

・ 面積：5000 m<sup>2</sup>

・ 距離 0.5 km

④ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況：説明し承諾を得ている / 説明していない

⑤ 参考事項：

埋却用地がある場合はその面積を必ず記入してください。正確な面積が不明の場合は概ねの数値で構いません。

6 家畜伝染病発生時における処分方法を焼却または化製処理で検討：有  無  (どちらかに○)

① 施設の名称：

住所：

農場からの距離：m

② 処理施設の利用について、施設側への説明・承諾状況：説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない

③ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況：説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない

7 埋却地・焼却または化製処理施設の確保ができていない場合、これらを埋却地の購入を検討している / 埋却地としての利用を地権者に相談している / 候補用地を探している / 役場等関係者間で埋却予定地の確保について協議をしている / 焚却施設等を探している / その他( )

埋却用地の確保ができていない場合は、確保のための現在の取組状況に○をつけてください。

8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル

別紙1のとおり

マニュアルを作成済みの場合は、本様式の別紙として飼養衛生管理マニュアルのコピーを添付してください。

以下の項目は大規模所有者(成牛200頭以上、鶏3,000羽以上、あひる・きじ・だちょう・ほろほろ)

3,000頭以上、鶏・うずら10万羽以上

1 担当獣医師について

氏名：

手順書を本様式に貼付するか、別紙としてコピーを添付してください。  
(大規模所有者のみ)

所属：

2 特定症状を確認した場合に、直ちに家畜保健衛生所

別紙2のとおり